

複数年にわたる委託契約への
スライド制度適用の手引き

[令和8年（2026年）3月]

函館市

目 次

はじめに

1	制度の概要	1
2	対象契約	1
3	入札公告等における明示方法	1
4	契約締結時の注意点	2
5	スライド額の協議	2
6	スライド額の算出	4
7	変更契約時の注意点	6
8	変更契約後の延滞金および違約金の取扱い	6
9	導入時期	6
10	スライド協議フロー図	7
11	別紙1～別紙5	
12	様式1～様式6	

複数年にわたる委託契約へのスライド制度適用の手引き

はじめに

これまで、複数年にわたる委託契約では、契約期間中の人件費の変動について、あらかじめ変動を想定して入札等を行っているものとして、契約金額の変更は行っていませんでした。しかし、近年の最低賃金の上昇率は大きく、契約期間中における上昇により、賃上げ原資の確保が困難となるなど、適正な労働環境の確保や安定的で質の高いサービスの継続に支障が生じる可能性があります。

このため、履行期間が複数年にわたり、その間に賃金変動の可能性がある委託契約のうち、役務の提供を受ける契約等を対象として、既に公共工事で採用しているスライド条項を参考にしたスライド制度を適用します。

本手引きは、複数年にわたる委託契約への賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）の適用にあたって、賃金の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や市および受注者における協議の進め方等を整理するものです。

1 制度の概要

複数年にわたる委託契約において、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度。

2 対象契約

- (1) 函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第2条第2項のうち、役務の提供を受ける契約（警備（機械警備を除く）、建物清掃，給食調理，自家用電気工作物保安管理業務等の業務で単価契約を含む。）
- (2) (1)と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約
(（1）および（2）について、以下「対象契約」という。)

3 入札公告等における明示方法

対象契約は、入札公告・指名通知・プロポーザル実施要領・見積依頼（以下「入札公告等」という。）に、次の(1)～(4)の方法で、対象契約であることを明記します。入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- (1) 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条

- 項を適用する契約である。」旨の文言を記載
- (2) 入札公告等に「入札等にあたっての注意事項」（別紙1）を添付
 - (3) 仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付
 - (4) 契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3）を添付

4 契約締結時の注意点

- (1) スライド条項適用契約であることの確認
契約書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3）、仕様書・業務処理要領に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2）を添付し、契約を締結します。
- (2) 業務委託積算内訳書の提出と確認
契約締結時に、受注者から業務委託積算内訳書（別紙4）を提出いただき、積算の内容を確認します。

5 スライド額の協議

スライド額の協議は、別添「スライド協議フロー図」によるものとします。

(1) 事前打合せ【市または受注者】

対象契約について、スライド額の協議の請求可能日1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、市と受注者で事前打合せを行い、市が提示する「6 スライド額の算出」に基づき試算したスライド額や今後の手続きの進め方を確認し、(2)以降の手続きに係る準備を進めます。

(2) スライド額の協議の請求【市または受注者】

スライド額の協議の請求は、履行開始日から12か月（2回目以降は前回のスライド制度適用の基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能としますが、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要となります。

請求は、可能な限り早急に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について（請求）」（様式1）により行います。（契約金額の変更を希望しない場合も、様式1にその旨を記載し、提出が必要となりますが、この場合は協議を請求したことになりません。）

市がスライド額の協議を行う場合は、「賃金の変動に基づく契約金額の変

更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式1-2）により協議開始の承諾を求めます。

受注者が内容に異議のない場合は、回答期日（スライド額の協議の開始日から14日後（休日を含む。）の日とする）までに承諾書（様式4）の提出が必要となります。

- ・ 請求日…スライド変更の可能性があるため、市または受注者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
- ・ 基準日…請求があった日から起算して、14日以内で市と受注者が協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- ・ 残りの履行期間…基準日以降の履行期間。

(3) スライド額算出の基準日および協議の開始日の設定【市】

市から契約金額の変更を希望した受注者に対し、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する基準日および協議開始の日について（通知）」（様式2）により、スライド額算出の基準日およびスライド協議の開始日を通知します。

(4) スライド額の協議【市または受注者】

算出したスライド額について、市と受注者で「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式3）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議の開始日から14日後（休日含む。）の日とする。）までに「承諾書」（様式4）の提出を求め、提出をもって変更契約を締結します。

回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市から受注者に対し、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（通知）」（様式5）によりスライド額を通知し、通知日をもって、通知したスライド額により変更契約を締結します。

また、変動額が請求者負担分を越えず、スライド額が0円となった場合は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式6）により協議を行います。内容に異議がなく、協議が整った場合、変更契約は行いません。

なお、次回（2回目）以降のスライド協議についても、上記と同様に取り

扱うものとします。

6 スライド額の算出

契約締結時に受注者から提出いただいた業務委託積算内訳書を基に次のとおり、スライド額を算出します。

(1) 総価契約

履行開始日から12か月経過後に、市は契約締結時に提出された業務委託積算内訳書の直接人件費（未履行分相当額）（※1）に履行開始時点と基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率（※2）」を乗じて変動額を算出し、この変動額から変動前契約における未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

また、前回のスライド制度適用の基準日から12か月経過後に請求が可能となる2回目以降の場合は、前回基準日に算出した直接人件費（未履行相当額）に前回基準日時点と今回基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、変動前契約における未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

※1 直接人件費：当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当および賞与に係る経費

※2 「最低賃金変動率」：変動後と変動前の最低賃金の差額を変動前の最低賃金で除したもの

【増額の場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{スライド額} \\ \hline \text{(増額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変動額} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{直接人件費} \\ \hline \text{(未履行分)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金変動率} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{請求者負担分} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{契約金額} \\ \hline \text{(未履行分)} \\ \hline \end{array} \times 1.0\% \\ \hline \end{array}$$

【減額の場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{スライド額} \\ \hline \text{(減額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変動額} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{直接人件費} \\ \hline \text{(未履行分)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金変動率} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{請求者負担分} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{契約金額} \\ \hline \text{(未履行分)} \\ \hline \end{array} \times 1.0\% \\ \hline \end{array}$$

賃金の変動率がマイナスの場合で、変動額から請求者負担分（未履行分に「1.0%」を乗じた額）を控除した結果、スライド額がマイナスの場合は減額します。

(2) 単価契約

履行開始日から12か月経過後に、市は契約締結時に提出された業務委託積算内訳書の直接人件費の金額に履行開始時点と基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、経費合計に「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

また、前回のスライド制度適用の基準日から請求が可能となる2回目以降の場合は、前回基準日に算出した直接人件費の金額に前回基準日時点と今回基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、経費合計に「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

なお、スライド条項(別紙3)第1条第2項「変動前未履行分契約金額」は「契約時に提出された業務委託積算内訳書の契約単価」と、「変動後未履行分契約金額」は、「契約時に提出された業務委託積算内訳書の契約単価を基準日時点で再算出した単価」と読み替えます。

【増額の場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{スライド額} \\ \hline \text{(増額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変動額} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{直接人件費} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の金額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金変動率} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{請求者負担分} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{契約金額} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の経費合計)} \\ \hline \end{array} \times 1.0\% \\ \hline \end{array}$$

【減額の場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{スライド額} \\ \hline \text{(減額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変動額} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{直接人件費} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の金額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金変動率} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{請求者負担分} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{契約金額} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の経費合計)} \\ \hline \end{array} \times 1.0\% \\ \hline \end{array}$$

【スライド額算出にあたっての注意事項】

- ・スライド額は、直接人件費の変更について行われるものであり、従事者人数の変更については考慮しません。
- ・消費税および地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行います。(単価契約の場合を除く。)
- ・最低賃金変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入します。

- ・変動額，請求者負担等の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入します。

【例】消費税等相当額：56,000.876… ⇒ 56,000円（※1円未満を切り捨て）

最低賃金変動率：0.02987654… ⇒ 0.0298765（※小数点以下第8位を四捨五入）

変動額：123,000.4…円 ⇒ 123,000円（※1円未満を四捨五入）

7 変更契約時の注意点

市と受注者で協議が整い次第，速やかに変更契約を締結します。

変更契約の際，「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙5）を受注者へ渡し，本制度の趣旨を十分に説明し理解いただいたうえで，労働者への賃金の引上げ等について適切に対応するよう依頼します。

8 変更契約後の延滞金および違約金の取扱い

本制度の適用により，契約金額を変更した場合は，変更後の契約金額を基に算出します。

9 導入時期

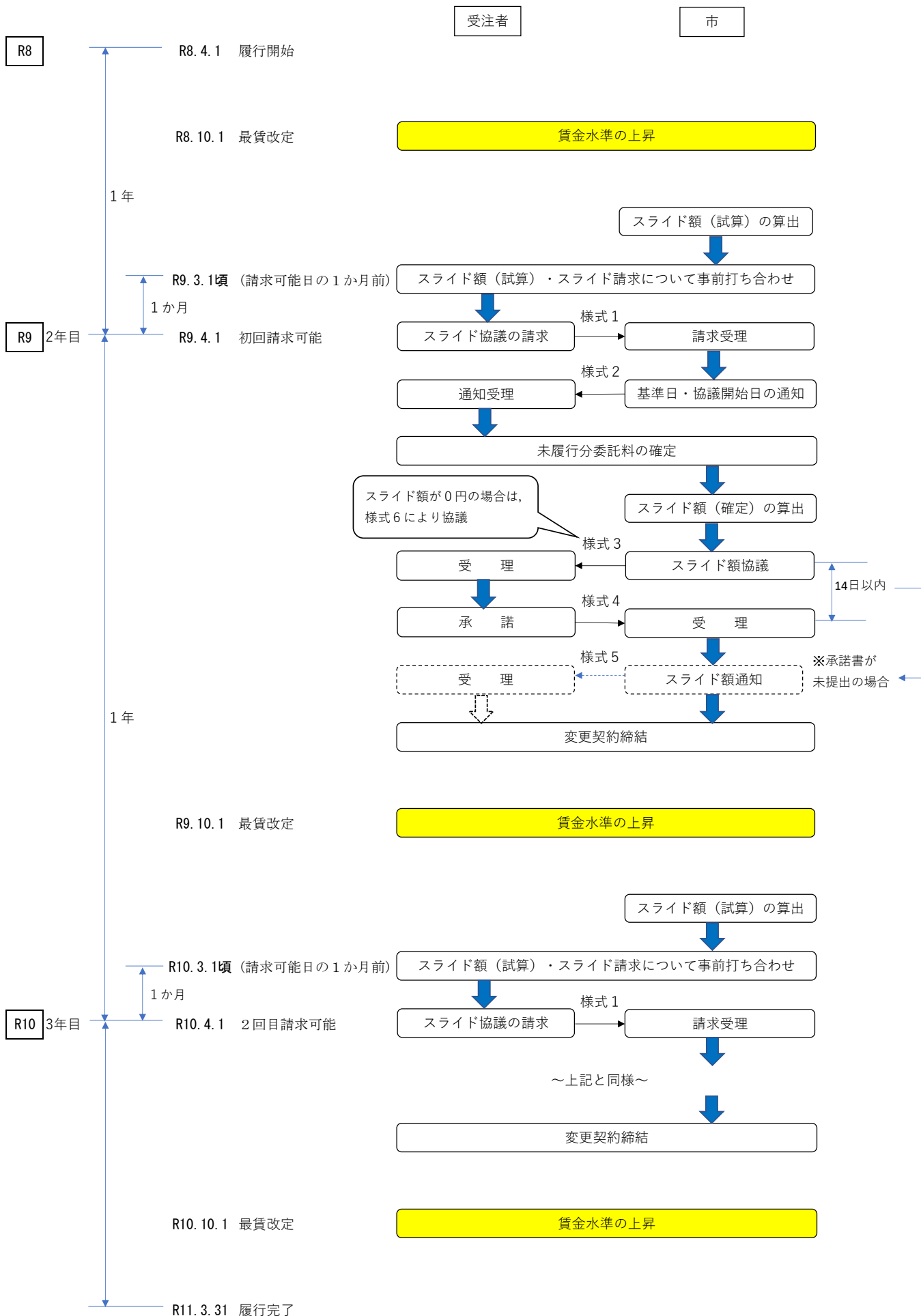
令和8年4月以降に履行開始する契約を対象に導入します。

なお，すでに契約済みの案件は，本制度の対象外とします。

スライド協議フロー図

契約締結日：令和8年4月1日、履行期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日（36か月）の場合

別 添



(別紙 1)

入札等にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる委託契約へのスライド制度の適用について」をご覧ください。

変更契約にあたっては、市と受注者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライド制度適用の基準日から12か月経過後）以降に提出してください。

(別紙 2)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、未履行分業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額および児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、北海道最低賃金とする。
- 3 本契約の変更金額は、本契約締結時に受注者から提出された業務委託積算内訳書により算出する。

(別紙3)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者または受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者または受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額（契約金額から当該請求時の既履行部分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後未履行分契約金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相当する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前未履行分契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 スライド額は、請求のあった日を基準とし、賃金の変動率に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日または受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

業務委託積算内訳書【総価】

令和 年 月 日

函館市長 大 泉 潤 様

受注者 所在地
 商号または名称
 代表取締役氏名 印

委託業務名	
金額	円
契約全体の月数	か月

※黄色のセルに入力

番号	項目	金額	内容
①	直接人件費		直接業務に従事する者に係る給与 ・ 給与 時給〇〇〇円×〇名×〇h×〇〇日=〇〇〇, 〇〇〇円 ・ 賞与 〇〇, 〇〇〇円×〇名分=〇〇〇, 〇〇〇円 ・ 燃料手当 〇〇, 〇〇〇円×〇名分=〇〇〇, 〇〇〇円
②	直接物品費		直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用 ・ 被服費 ・ 資材費
③	業務管理費		業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①②以外の費用 ・ 健康診断、教育・訓練費 ・ 各種保険料(健康保険料、厚生年金、労災保険料、雇用保険料) ・ 退職手当引当金 ・ 交通費
④	一般管理費等		企業を維持経営していくために必要な①～③以外の費用で、一般管理費および営業利益
⑤	上記以外の経費		
⑥	合計(税抜き)	0	①～⑤の合計額(月額)
⑦	入札(見積)額(税抜き)		⑥×〇か月
⑧	総額(税抜き)	0	⑥×〇〇か月
⑨	消費税等相当額	0	⑧×10%(1円未満端数切り捨て)
⑩	合計(税込み)	0	⑧+⑨

(注意事項)

- 入札(見積)金額と積算内訳書の⑦入札(見積)額は同額となること。
- 本業務の契約にあたり、業務に従事する労働者の賃金など、適正な労働条件の確保を図るため、必要があると認めるときは、この積算内訳書に基づき、本業務に従事する労働者の労働条件について調査し、または報告を求める場合があります。
- 調査または報告の結果、必要があると認めるときは、本業務に従事する労働者への聞き取り調査および立入調査をする場合があります。
- 上記2および3について、受注者は全面的に協力しなければならない。
- 積算内訳書の提出期限については、落札日(入札日)から3日以内とする。
(函館市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない)

業務委託積算内訳書【単価】

令和 年 月 日

函館市長 大 泉 潤 様

受注者 所在地
商号または名称
代表取締役氏名 印

委託業務名	
金額【単価】	円
契約全体の月数	か月

※黄色のセルに入力

番号	項目	金額	内容
①	直接人件費		直接業務に従事する者に係る給与 ・給与 時給〇〇〇円×〇名×〇h×〇〇日=〇〇〇, 〇〇〇円 ・賞与 〇〇, 〇〇〇円×〇名分=〇〇〇, 〇〇〇円 ・燃料手当 〇〇, 〇〇〇円×〇名分=〇〇〇, 〇〇〇円
②	直接物品費		直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用 ・被服費 ・資材費
③	業務管理費		業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①②以外の費用 ・健康診断, 教育・訓練費 ・各種保険料(健康保険料, 厚生年金, 労災保険料, 雇用保険料) ・退職手当引当金 ・交通費
④	一般管理費等		企業を維持経営していくために必要な①～③以外の費用で、一般管理費および営業利益
⑤	上記以外の経費		
⑥	経費合計 (税抜き)	0	①～⑤の合計額
⑦	入札(見積)額 単価(税抜き)		⑥/〇〇(単位)当たり ※必要とする数量(単位)で除し、契約単価と一致すること。

(注意事項)

1. 入札(見積)金額と積算内訳書の⑦入札(見積)額単価は同額となること。
2. 本業務の契約にあたり、業務に従事する労働者の賃金など、適正な労働条件の確保を図るため、必要があると認めるときは、この積算内訳書に基づき、本業務に従事する労働者の労働条件について調査し、または報告を求める場合があります。
3. 調査または報告の結果、必要があると認めるときは、本業務に従事する労働者への聞き取り調査および立入調査をする場合があります。
4. 上記2および3について、受注者は全面的に協力しなければならない。
5. 積算内訳書の提出期限については、落札日(入札日)から3日以内とする。
(函館市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない)
6. 複数単価の場合は、単価ごとに別葉で作成すること。

(別紙5)

函 〇 〇

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

函館市長 大 泉 潤

労働者への適正な賃金の確保について（お願い）

日頃より，市政運営にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

本市では，適正な労働環境の確保や安定的で質の高いサービスの継続の観点から，該当業務の従業員の賃金向上を後押しするべく，下記のとおり契約金額の増額変更を行うこととしました。つきましては，本市が行う契約金額増額の趣旨をご理解いただき，従業員賃金への反映について適切にご対応くださいますようお願いいたします。

1 契約金額の増額について

別紙「変更契約書」のとおり

2 従業員への支給

ベースアップや一時金としての支給等，従業員への支給方法や時期などは裁量によるものと考えますが，対象業務に従事する従業員の賃金上昇に向け適切にご対応いただきますようお願いいたします。

3 実績報告

この度の契約金額の増額について，用途を確認させていただきたく，後日調査を実施する予定です。回答にあたりご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 〇〇部〇〇課 担当：〇〇

TEL：〇〇－〇〇〇〇

[受注者からの請求]

(様式1)

令和 年 月 日

函館市長 大 泉 潤 様

受注者

所在地

商号または名称

代表者氏名

印

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による
契約金額の変更について（請求）

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託業務名	
契約金額 (総額・単価)	円 (うち消費税および地方消費税額 円)
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	

契約金額の変更	希望する／希望しない
希望基準日	年 月 日

- ・契約金額は「総額、単価」の区分を○で囲み、総額の場合は税込み金額とそれに含まれる消費税等相当額、単価の場合は税抜き金額のみを記載すること。
- ・希望基準日は、原則この請求を提出する日とする。
- ・契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日の記載は不要。

函 ○ ○
令和 年 月 日

(受注者) 様

函館市長 大 泉 潤

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項および第 3 項の規定によるスライド額について (協議)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更に
ついて、以下のとおり協議を申し出ます。また、同規定により基準日を定め、スライド額を次のとお
りとしたので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

業務委託名	
基準日	年 月 日
スライド額 (総額・単価)	円 (うち消費税および地方消費税額 円)
回答期日	年 月 日

- ・スライド額は [総額, 単価] の区分を○で囲み、総額の場合は税込み金額とそれに含まれる消費税等相当額, 単価の場合は税抜き金額のみを記載すること。

函 〇 〇
令和 年 月 日

(受注者) 様

函館市長 大 泉 潤

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する
基準日および協議開始の日について（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に
係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金
の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとお
り基準日を定めるとともにスライド額の協議を開始します。

委託業務名	
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

函 〇 〇
令和 年 月 日

(受注者) 様

函館市長 大 泉 潤

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託業務名	
スライド額 (総額・単価)	円 (うち消費税および地方消費税額 円)
回答期日	年 月 日

- ・スライド額は [総額, 単価] の区分を○で囲み, 総額の場合は税込み金額とそれに含まれる消費税等相当額, 単価の場合は税抜き金額のみを記載すること。

令和 年 月 日

函館市長 大 泉 潤 様

受注者

所在地

商号または名称

代表者氏名

⑨

承 諾 書

令和 年 月 日付け文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託業務名	
スライド額 (総額・単価)	円 (うち消費税および地方消費税額 円)

- ・スライド額は [総額, 単価] の区分を○で囲み, 総額の場合は税込み金額とそれに含まれる消費税等相当額, 単価の場合は税抜き金額のみを記載すること。

函 〇 〇
令和 年 月 日

(受注者) 様

函館市長 大 泉 潤

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（通知）

令和 年 月 日付け文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、令和 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託業務名	
スライド額 (総額・単価)	円 (うち消費税および地方消費税額 円)

- ・スライド額は〔総額，単価〕の区分を○で囲み，総額の場合は税込み金額とそれに含まれる消費税等相当額，単価の場合は税抜き金額のみを記載すること。

函 〇 〇
令和 年 月 日

(受注者) 様

函館市長 大 泉 潤

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託業務名	
スライド額	0 円
理由	スライド額が対象契約金額の100分の1を超えないため。